

静岡市産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する指導基準

第1 趣旨

この基準は、産業廃棄物最終処分場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。
- (2) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分場 政令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。
- (4) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を生ずる者をいう。

第3 最終処分場の種類

最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の種類により、次の3種に分類するものとする。

- (1) 政令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「遮断型最終処分場」という。)
- (2) 政令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「安定型最終処分場」という。)
- (3) 政令第7条第14号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「管理型最終処分場」という。)

第4 共通基準

遮断型最終処分場、管理型最終処分場及び安定型最終処分場に関する維持管理の共通基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等の管理

ア 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年^{総理府}_{厚生省}令第1号。以下「最終処分基準省令」という。)第2条第1項第2号イ及び同項第3号イ並びに同項第4号の規定によりその規定の例によるとされる最終処分基準省令第1条第1項第1号に規定する囲い及び門扉が破損した場合は、速やかに補修すること。

イ 作業終了後又は作業員等が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。

(2) 立札等の管理

最終処分基準省令第2条第1項第1号に規定する立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。

(3) 防火

- ア 埋立地内での火気の使用を禁止すること。
- イ 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

(4) 地表水集排水設備

地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備（以下「地表水集排水設備」という。）及び付替水路に設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、開渠等に堆積した土砂等の除去その他の措置を講ずること。

(5) 水質検査

次に掲げる水質検査は、公的機関又は計量法（平成4年法律第51号）の登録を受けた環境計量証明事業所で実施すること。

- ア 最終処分基準省令第2条第2項第1号及び第3号においてその規定の例によるとされる最終処分基準省令第1条第2項第10号に規定する水質検査
- イ 最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ及びホに規定する水質検査
- ウ 最終処分基準省令第2条第2項第3号においてその規定の例によるとされる最終処分基準省令第1条第2項第14号ハに規定する水質検査
- エ 最終処分基準省令第2条第3項第2号ハに規定する水質検査
- オ 最終処分基準省令第2条第3項第3号においてその規定の例によるとされる最終処分基準省令第1条第3項第6号に規定する水質検査

(6) 法面の保護

- ア 法面に植生工が施されている場合は、施肥等を行うこと。
- イ 法面に小段排水溝及び縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。

(7) 基準高等の管理

- ア 基準高、丁張及び区域杭の表示設備は、常に判別できる状態に保つこと。
- イ 基準高、丁張及び区域杭の表示設備が損壊した場合は、速やかに補修すること。

(8) 使用道路

- ア 廃棄物運搬車両の走行する道路（以下「使用道路」という。）について通学路、道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等安全の確保を図ること。
- イ 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、補修等その他必要な措置を講ずること。

(9) 施設能力に見合った処理

産業廃棄物の最終処分場への搬入は、最終処分場の処理能力を超えないように行うこと。

(10) 事故の防止

- ア 常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施すること。
- イ 台風、大雨等災害発生のおそれがある場合は、必要な措置を講ずることにより事故の

未然防止を図ること。

(11) 記録及び保存

ア 産業廃棄物の搬入に係る車両及び産業廃棄物の種類を確認の上、これを記録し、5年間保存すること。

イ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、5年間保存すること。

ウ 埋立処分が終了したときは、次の事項に関する記録を作成し、保存すること。

(ア) 最終処分場の所在地

(イ) 最終処分場の廃止までの間の管理者及びその連絡先

(ウ) 埋め立てた産業廃棄物の種類及び量

(エ) 埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ

(オ) 埋立処分の方法

(カ) 埋立処分開始年月日

(キ) 埋立処分終了年月日

(ク) 埋立終了時の最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(12) 埋立処分終了時の措置

ア 埋立処分を終了する場合には、その表面を土砂で1 m以上覆土すること。(遮断型最終処分場を除く。)

イ 埋立処分が終了した埋立地には、雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造及び規模の排水設備を必要な部分に設置すること。

(13) 埋立処分終了後の維持管理

ア 埋立物及び覆土の流出が発生した場合は、速やかに修復すること。

イ 浸出液処理設備を設置している最終処分場については、設備の機器類を点検整備し、維持管理すること。

ウ 最終処分場からの放流水（雨水及び従業員等の生活雑排水を除く。）を河川等の公共水域に放流している場合は、定期的に放流水を採取し、最終処分基準省令別表第一の上欄に掲げる項目を年4回以上分析すること。

エ 地下水の水質観測用井戸を設置している場合は、定期的に地下水を採取し、最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目を年2回以上分析すること。

(14) 開口部の閉鎖の措置

ア 最終処分場は、埋め立てられた産業廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による公共用水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生防止のために必要な措置を講じられていることを確認した上で開口部を閉鎖すること。

イ アの規定による閉鎖に当たっては、閉鎖後に生活環境の保全上の問題が生じた場合の責任体制を確立しておくこと。

(15) 跡地の利用

最終処分場の跡地については、県及び関係市町等と協議の上適切な跡地利用に努めること。ただし、遮断型最終処分場については原則として跡地利用を行わないこと。

第5 個別基準

1 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場の個別基準は、次のとおりとする。

(1) 地下水の水質検査

最終処分場の周縁の地下水の水質検査は、最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目を年4回以上分析すること。

(2) 閉鎖後の管理

最終処分基準省令第2条第2項第1号ニの規定により閉鎖した区画については、覆いを月1回以上点検し、覆いの破損又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの破損又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

2 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場の個別基準は、次のとおりとする。

(1) 滞留水の排除

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行うおうとする区画）にたまっている水は、埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。

(2) 擁壁等の管理

ア 最終処分基準省令第2条第1項第4号の規定によりその規定の例によるとされる最終処分基準省令第1条第1項第4号に規定する擁壁等を月1回以上点検し、これらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための措置を講ずること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

(3) 遮水工の管理

ア 最終処分基準省令第2条第1項第4号の規定によりその規定の例によるとされる最終処分基準省令第1条第1項第5号イ及びロに規定する遮水工を月1回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

(4) 浸出液処理設備の管理

ア 浸出液処理設備の機能を定期的に点検し、異常を認めた場合及び水質検査結果で異常が生じた場合には、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、市と協議

の上必要な措置を講ずること。

イ 浸出液処理設備の運転日誌を作成し、5年間保存すること。

(5) 地下水の水質検査

最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水
域の水）の水質検査結果に異常が生じた場合には、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、
その原因を調査し、市と協議の上必要な措置を講ずること。

(6) 発生ガス排除設備の管理

ガス抜き設備の点検は、月1回以上行うこと。

(7) 中間覆土

ア 埋め立てる産業廃棄物の各層の厚さは、次のとおりとし、各層の間に土砂による覆土
を0.5m以上行うこと。

(ア) 埋め立てる産業廃棄物が有機性汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿及び動物の死
体をおおむね40%以上含む場合は、0.5m以下とすること。

(イ) 上記以外の場合は、3m以下とすること。

イ 中間覆土の施工が支障なく行われるよう、産業廃棄物の搬入を計画的に行うこと。

ウ 中間覆土に必要な土量は、常に確保しておくこと。

3 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場の個別基準は、次のとおりとする。

(1) 擁壁等の管理

ア 最終処分基準省令第2条第1項第3号の規定によりその規定の例によるとされる最
終処分基準省令第1条第1項第4号に規定する擁壁等を月1回以上点検し、これらの設
備が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための措置
を講ずること。

イ 地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

(2) 放流水の水質検査

最終処分基準省令第2条第2項第2号ハに規定する水質検査の結果に異常が生じた場
合には、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、市と協議の上必要な措
置を講ずること。

附 則

1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

2 この基準の施行の際現に設置されている最終処分場については、この基準は、適用しない。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。